

近世長崎町におけるイエズス会と托鉢修道会の対立について

トロヌ・カルラ

はじめに

イエズス会は、設立された1540年よりポルトガル国王の支援のもとアフリカ・アジアでキリスト教の布教活動を展開し、1549年には日本での布教を開始した。当時は戦国時代の終わりで、九州の大名の支援を得て、豊後、有馬、大村で、イエズス会のための住居(casa)や教会、病院などが建てられた。そこでは大勢の日本人がキリスト教に改宗した。スペイン国王によって植民地化されたフィリピンにおいて布教活動をおこなっていた托鉢修道会、すなわちフランシスコ会やドミニコ会、アウグスチヌス会が日本での布教活動を希望したものの、イエズス会はそれには反対の立場を示した。その結果、イエズス会のローマ教皇への働きかけによって、1585年には日本における布教の独占が認められた。1587年に豊臣秀吉が「伴天連追放令」を發布し、キリスト教の信仰を禁止した。しかし、それにもかかわらず、イエズス会、托鉢修道会のどちらもが、日本での布教活動を継続し、ローマ教皇やスペイン国王、マカオやフィリピンの教会権力などに対して、両者の日本布教にかける熱意を顕示した。

これまでの研究においては、キリシタン時代のイエズス会と托鉢修道会の対立という側面は日本でほとんど注目されてこなかった。すなわち、研究対象はイエズス会が中心であり、本稿で扱う、イエズス会と他の修道会が対立については、その史実への言及は見られても、対立の事情を論じて、掘り下げた考察は少ない¹。その少ない研究としては、岡本良知と高野友理香が挙げられる²。岡本の論考は、戦後直後のものであり、対立の構造とその理由と

¹ 姉崎正治『切支丹傳道の興廢』同文館、1930年。

松田毅一『太閤と外交：秀吉晩年の風貌』桃源社、1966。

松田毅一『秀吉の南蛮外交：サン・フェリーペ号事件』新人物往来社、1972年。

高瀬弘一郎『キリシタン時代—その文化と貿易』八木書店、1987年。

五野井隆史『日本キリシタン史の研究』吉川弘文館、2002年。

高橋裕史『イエズス会の世界戦略』講談社、2006年。

² 岡本良知「日本耶蘇会とフィリピンの諸修道会との論争——二十六聖人殉教を遠因として」『キリシタン研究』第3輯、1948年、225-319頁。

して当時のポルトガルとスペインとのヨーロッパでの対立構造や東洋での貿易上の利害関係が強調されている。もちろん、当時はまだ修道会の史料が全面的に公開されておらず、史料的な制約もあったため致し方ないのであるが、こうした視座が従来の代表的なものであった。かたや、高野の研究は、最近のものであり、豊臣政権の五奉行の一人であった前田玄以の役割や立場付けを考察し、日本側の修道会間の対立の意識と彼らに対して交渉の政策を強調する。どちらも貴重な研究であるが、托鉢修道会が来日するまでの事情をフォーカスするにとどまっている。そこで本稿では、検討する時期を広げ、26 聖人の処刑以降も取り扱い、17 世紀の初頭と禁教令後の数年間も考察したい。

ところで、従来、海外では、布教方法や神学的解釈の相違、政治的側面などの研究がおこなわれてきた³。さらに、近年では、たとえばジヤング・ウェイの場合、新しい角度からの研究として、日本だけでなく、フィリピンや中国も含めて、アジアにおけるイエズス会と托鉢修道会の対立についての詳細な分析を初めておこなっている⁴。こうしたマクロな研究は非常に意義深いものであるが、一方で、同時に、一段とミクロな研究も不可欠である。日本の研究と同じく、海外の研究もそのほとんどが対立の始まり（托鉢修道会来日する前や托鉢修道会の使節が来日した 1590 年代）に焦点をあてるのが一般的ではあるものの⁵、実際に日本に諸修道会がおとずれ、滞在してから以降に、その間の対立はどのように現れ、展開していったのかを具体的に知ることも必要である。托鉢修道会の来日から、1614 年の禁教令までに複数の修道会が布教活動をおこなった町としては、大坂や京都、伏見、江戸、長崎などが挙げられるが、本稿では、長崎町に特化した論考をおこないたい。

なぜ長崎なのかというと、日本での布教権についての対立は、日本の天下統一の過程におけるマカオとマニラの貿易をめぐる利害対立、海外宣教の支配に対するスペイン・ポルトガ

高野友理香「豊臣政権期の修道会交渉における前田玄以」『社会文化史学』第 57 号、2014 年、1-18 頁。

³ Boxer, *The Christian century in Japan 1549-1650*, [1951] 2nd ed, Berkeley, University of California Press, 1974.

Cummins, James S., *Jesuit and Friar in the spanish Expansion to the East*, London, Variorum, 1986.

Costa, Joao Paulo Oliveira, 'A Rivalidade Luso-Espanhola no Extremo Oriente e a Querela Missiológica no Japao', *Século Cristao do Japao: Actas do Coloquio Internacional Comemorativo dos 450 anos de Amizade Portugal-Japao, 1543-1993*, Lisboa 2-5 Novembro 1993, Lisboa, Centro de Estudos dos Povos e Culturas de Expressão Portuguesa da Universidade Catolica Portuguesa, 1994, pp. 477-524.

Correia, Pedro Lage Reis, 'Alessandro Valignano attitude towards Jesuit and Franciscan concepts of evangelization in Japan (1587-1597)', *Bulletin of Portuguese and Japanese Studies* 2, 2001, pp.79-108.

⁴ Jiang, Wei, *Missionary Rivalry in the Philippines, Macao, Japan and China (1580-1680)*, PhD dissertation, History Department, King's College, University of London, 2017.

⁵ Correia, Padro Lage Reis, *A Concepção de Missionação na Apologia de Valignano: estudo sobre a Presença Jesuíta e Franciscana no Japão (1587-1597)*, Lisboa: Centro Científico e Cultural de Macao, 2008.

Cabral Bernabé, Renata & Giuseppe Marino, 'A chegada dos franciscanos ao Japão e o início da querela missiológica', *Estudos Japoneses* 37, 2017, pp.84-105.

ル王国と教皇庁の対立、さらに 1597 年豊臣秀吉によって死刑に処された 26 人を殉教者として認める運動などが絡み合う複雑な問題だからである。このことは、ヨーロッパ、メキシコ、インドやフィリピンなどでも議論されるほど、宣教師の関心事であり、関係資料は広範囲に見られる。なお、長崎はマカオとマニラの貿易の港であり、26 聖人が処された場所でもある。さらに 17 世紀初頭にイエズス会と托鉢修道会のいずれもが本部を置いており、司教座として日本教会の中心でもあった。そうした長崎におけるイエズス会と托鉢修道会の対立を検討するにあたり、まずは (1) イエズス会による宣教独占の時期 (1569-1604) を紹介し、次に、(2) 托鉢修道会が長崎での宣教を認められた時期 (1604-1614) の様子を説明した上で、最後に、(3) 禁教令後 (1614-1640) の争いについて述べる。

1. イエズス会独占時期 (1549-1604)

イエズス会のアジアでの宣教は、ポルトガルの海外交易と深く関係しており、ポルトガルは、16 世紀半ばからマカオ・日本の貿易およびキリスト教の宣教を開始した。当初、ポルトガル船は松浦領平戸の港に来たが、1561 年に平戸で 14 名のポルトガル商人が殺傷されるという宮ノ前事件が発生したことを受け、新たな港を開く必要に迫られていた。そこで、イエズス会は大村純忠と交渉して、1561 年に大村領横瀬浦に移したが、翌年、大村氏に敵対する勢力によって破壊されてしまった。その後 1565 年に大村領福田を開港したが、この港の水深が浅く、布教へのアクセスも悪かったため、イエズス会は、さらなる良港を求めて、十分な調査をおこなった。その結果、1571 年に開港したのが長崎村の浜に新たな港であった。地元の商人と九州各地のキリシタン、そしてイエズス会士が協力し、「新町」が港に面してつくられた。町の役人もキリスト教に改宗したことや、町の開発に際してイエズス会の協力があつたことなどから、長崎新町におけるイエズス会の影響はきわめて強かった。

当初、新町は六つの町とイエズス会の住居、そして小さな教会だけであった。新町は、1580 年からイエズス会領になり、教会が増築され、1583 年には町人が設立した「ミゼリコルディア」と呼ばれた兄弟会の本部とチャペルも建てられている⁶。なお、この当時、長崎はイエズス会の日本における三つの布教地域の一つであった九州の「下」^{シモ}に位置し、布教の本部ではなかったものの、ポルトガル船の寄港地と逃走経路として重要な役割を果たしていた。

⁶ 安野真幸『教会領長崎——イエズス会と日本』講談社、2014 年。

山崎信二『長崎キリシタン史——附考キリスト教会の瓦』雄山閣、2015 年。

トロヌ・カルラ「近世日本におけるカトリック「小教区制度」と「キリシタン町」の長崎」『アジア・キリスト教・多元性』第 13 号、2015 年、87-99 頁。

Tronu, Carla, Sacred Space and Ritual in early modern Japan: the Christian community of Nagasaki (1569-1643), PhD dissertation, Department of History, School of Oriental and African Studies, university of London, 2012.

1587年、豊臣秀吉によって「伴天連追放令」が發布され、閉鎖へと追い込まれたイエズス会の教会のなかには、長崎の教会も含まれていた。そこで、イエズス会士の何人かは、ミゼリコルディア本部と長崎村のトドス・オス・サントス教会とに移動した。イエズス会士は日本を離れずに布教活動も継続したが、辺境な郊外に移動せざるをえなくなったため、公式儀礼なども執りおこなわず、その布教活動は以前よりかなり控えめなものにとどまった。一方で、秀吉は長崎新町を天領にし、イエズス会の仲介に頼らず、直接、ポルトガル商人と貿易を進めた。しかし、イエズス会はポルトガル商人と協力して、1591年に秀吉と交渉した結果、外国人商人の世話を名目に、長崎に10人の宣教師の滞在が認められることとなった。とはいえ、日本人に対しての布教活動は禁止されたうえ、イエズス会の教会は差し押さえられたままであった。秀吉は、新町に免税を与え、「内町」と呼ばれるようになった。以降、その周りに新しく作った町は大村領であり、免税なしで「外町」と呼ばれた。

1592年、フィリピン政府の代理として、フランシスコ会士が来日した。布教活動は許可されなかったものの、京都での滞在が認められた彼らは布教先として中部地方と北日本を視野に入れていた。あわせて、ポルトガル人の献金者や西洋の医療薬、マニラからの人的・物的資源などにアクセスが容易であるといった理由から、長崎に宣教拠点を設置することも画策していた⁷。

長崎郊外の西坂には、かつてポルトガル商人の出資で造られたチャペルと病院があったが、1594年にフランシスコ会が長崎に初めて着いた時、それらはすでに廃屋となっていたので、フランシスコ会士は、そこに居住した。しかし、日本布教の独占を守ろうとしたイエズス会とその影響を強く受けたミゼリコルディアのメンバーによって、彼らフランシスコ会士の滞在や布教が妨げられた。つまり長崎奉行がフランシスコ会に大村領の「外町」での滞在を認めたにもかかわらず、彼らは住居の選定や布教活動においてイエズス会による様々な妨害に遭い、長崎での布教活動は思うように進まなかったのである。そこに、さらなる追い打ちをかけたのが、1596年の、イエズス会士ペドロ・マルティンズ司教の長崎到着であった。彼は、1585年グレゴリウス13世が発行したイエズス会士以外の日本宣教の禁止に関する勅書を根拠として、長崎に滞在するフランシスコ会士を破門したのである。

こうした時代状況のなか、1596年にマニラからメキシコに向かう途中の四国土佐（現在の高知）沖で難破したサン・フェリペ号乗組員によって引き起こされた事件の結果、京都や大坂で活動していた六人のフランシスコ会士が捕らえられ、日本人キリシタン20人と共に長崎で処刑されたのである。この事件により、初めて日本において外国人宣教師が殉教者となったことは、マニラのみならずヨーロッパにおいても重大な事態として取り扱われた。長崎にいたフランシスコ会士は追放されたのち、司教と共にマカオへ赴き、翌年マニラに戻っ

⁷ Uyttenbroeck, T., *Early Franciscans in Japan*, Himeiji, Committee of the Apostolate, 1959, pp.35-37.

たが、その後も日本での布教を諦めることなく、ローマ教皇とスペイン国王からの許可を取り付け、再び来日を果たすために、ヨーロッパへ代表（procuradores）を派遣したのであった⁸。

2. 托鉢修道会が長崎で布教活動した時期（1604-1614）

1598年に秀吉が死去し、数年間の内紛を経て、日本の政治的権威は徳川家康へと移りかわった。フランシスコ会が再来日した際、新たな支配者である家康が、彼らに天領や徳川領だけに滞在許可を与えたことで、1599年には江戸、次いで1601年には伏見、そして、1603年には京都と大坂で滞在や宣教ができるようになった⁹。1604年、二名のフランシスコ会士が、再び長崎に修道院を建立しようとしたが、家康の許可がなかったことに加え、長崎のイエズス会士と1598年から長崎に司教座を置いたルイス・セルケイラ司教に却下されたために、それを果たすことは叶わなかった。イエズス会の東アジア巡察師アレッサンドロ・ヴァリニャーノは、修道士たちに、日本人の前での醜聞を避ける目的から、托鉢修道会との一致・協同の姿勢を示し、表面的には友好的であるように振る舞うこと指示していた。しかしながら、かつてゴアで副院長を務め、来日後は準管区長ペドロ・ゴメスの秘書も務めたとされる有力なイエズス会の司祭フランシスコ・パシオとセルケイラ司教は長崎におけるフランシスコ会の存在に公然と反対の立場を表明した¹⁰。一方、それに対してフランシスコ会士はポルトガル商人の支援を取りつけることにより、外町に住居を得ることができた。

セルケイラ司教は、1598年の来日直後より托鉢修道会が来日することを拒否しつづけていた。1600年に発されたクレメント8世の勅書では、托鉢修道会はポルトガル経由のみで日本に上陸できるとあり、フィリピン経由で来日した者は日本を去り、ポルトガル経由で来日したものが日本に残れば、破門の罰を受けるべきであるとされた¹¹。1604年11月、日本司教が日本でこれを公にし、托鉢修道会士に日本から出るよう命じた。しかし、1603年にフランシスコ会は、教皇に、入国経路に関する条項を取り消すよう求めており、その回答を得るまでは日本からの出国を保留にすると決めていた。1600年からイエズス会は、教会を拡大し、新しい教会や病院を設立し、長崎の内町および外町における影響力を強めたが、フ

⁸ 木崎孝嘉「「殉教録」とともにヨーロッパに帰国した修道士——イエズス会管区代表プルクラドールの活動」『歴史学研究』第941号、2016年、22-32頁。

Schütte, J.F., 'Die Wirksamkeit der Päpste für Japan im ersten Jahrhundert der Japanischen Kirchengeschichte (1549-1650) Versuch einer Zusammenfassung', *Archivum Historiae Pontificiae*, 1967, 5, pp.175-261.

⁹ ベルンヴァルト・ヴィレケ『キリシタン時代におけるフランシスコ会の活動』公明社、1993年、37、57、100頁。

¹⁰ Cerqueira, Luis, Letter to the Jesuit Vice Provincial in the Philippines dated 16 October 1603, Ms. in Col. Cortes, Real Academia de la Historia, Madrid, 1603, ff.82r-85v.

¹¹ Uytenbroeck, 1959, p. 47.

ランシスコ会の地位は相対的に弱く、周辺に追いやられていた。実際、1604年から1607年まで、彼らは十分な設備の整った教会をもっていなかったが、司教から禁止されていたにもかかわらず、聖務日課を間断なく続け、人々に説教して、彼らの告解を聞き、長崎内町の土地購入計画案を実行するために援助を求めている。洗礼や懺悔、結婚や葬儀といった通常の秘跡執行における高い参加率のみならず、いくつかの特別な機会に、長崎における典礼と大聖堂における彼らの覇権を示したのである。たとえば、1604年、1605年、1606年におこなわれた日本人司祭の叙階式における厳粛なカトリックミサにおいて、彼らは司教を手伝い、大聖堂周辺に始まる大規模な行列を組織している。

1587年に長崎が天領になった時、長崎港町は秀吉によって免税とされ、この町の中心部は「内町」と呼ばれ、その対象となった。その後、「外町」が内町の周辺に新たにつくられたが、大村領であったため免税の対象とはならず、代官によって税が取り立てられた。なお、地理的には隣接しているものの、政治・経済的制度が異なるため、さまざまな問題（町並び問題）に直面し、それらを解決するために肥前国の検地がおこなわれた1605年、幕府によって長崎村を含めた「外町」を天領とした。このとき幕府はその代替として大村氏に浦上村などを与えている。その結果、イエズス会は大村氏の幕府との取引に失望し、彼らとの長期にわたった協力関係に終止符が打たれることとなった。なお、同年、セルケイラ司教は日本信徒のための「サカラメンタ提要」を出版するとともに、小教区制度を公式に導入している。すなわち、長崎を小教区に分け、それぞれに小教区教会と小教区司祭（イエズス会士、または日本人教区司祭）を任命し、トリエント公会議で定められた通り、その小教区の中に暮らす信徒は、秘蹟を自分の小教区だけで受けることができた¹²。その際、フランシスコ会は、1604年以来、外町での滞在を司教から認められていなかったため、小教区制度にも入ることができなかった。

1606年、マニラからスペイン宣教師の使節が来日した。フランシスコ会の新しい日本管区長アロンソ・ムニョスは、長崎でのフランシスコ会修道院の建設命令を受けていたことに加え、代官である村山等安の仲介もあり、家康はフランシスコ会の長崎滞在を許可している。1608年、フランシスコ会は、スペイン商人が「内町」に彼らのために購入した住居へと移動した¹³。司教は、托鉢修道会が破門下にあり、彼らに秘跡の執行を禁じていたが、フランシスコ会は告解と病人看護を中心とした宣教活動を再開した。托鉢修道会の計画は、近隣地の一面に病院と教会を建設することであったが、おそらくは資源不足と、司教とイエズス会の反対による追放のため、その計画は遅々として進まなかった。1609年3月15日、イエズス会フィリピン管区長に宛てた手紙の中で、セルケイラ司教はフランシスコ会が長崎に土地

¹² トロス、2015年、87-99頁

¹³ ヴィレケ、1993年、14-15頁。

を取得したことを悔やみ、日本当局が関わったために、その取得を防ぐことができなかつたと記している。セルケイラ曰く、

彼らは土地の一面と家を取得し、勅書とその体現者なる司教に反逆し、驚くべき頽廢とともに、世俗と異端の翼を駆っています。¹⁴

托鉢修道会が家康に、京都と長崎に修道院を建てる許可を願い出た際、事実と異なるにもかかわらず司教とイエズス会が同意したと主張していたので、セルケイラ司教は非常に怒っていた。彼は反対表明を明確にするために、フランシスコ会長崎修道院長ホアン・パウティスタ・デ・モヤとフランシスコ会日本管区長アロンソ・ムニョスの受け入れを拒否し、破門命令を継続させたのであった¹⁵。

セルケイラ司教が、いつ頃、托鉢修道会士の破門を撤回したのかは明らかでないものの、1608年に発行された勅書によると、ローマ教皇パウロ5世は、すべての修道会が入国経路に関係なく日本で布教活動をおこなうことを許可している。その結果、フランシスコ会が1609年に長崎で教会の建設を開始し、1602年来日したドミニコ会と1600年来日したアウグスチノ会は1610年と1611年に、それに続いた。その結果、1611年から托鉢修道会の本部も日本教会の中心となった長崎に置かれることができた。

さらに、1611年には、托鉢修道会の教会も司教によって小教区制度に編入され、小教区教会となった。さらに、イエズス会と托鉢修道会は、それぞれの修道会創始者の記念ミサに互いを誘い、一緒に出席した¹⁶。イグナチオ・デ・ロヨラの列福を伝えるニュースは1611年に日本にも伝えられ、7月31日にロヨラの死を記念して、イエズス会は厳粛に式典を執りおこない、その前夜には司教が晩禱奉仕に立っている。40名のイエズス会司祭が彼を助け、正式に司祭服をまとい、当時、長崎にいる全托鉢修道会員が祝賀会に招待された。イエズス会は、司教館とその住居、教会内部や町通りにも、彼らが外から見るように、色とりどりの紙ランタンをコレジヨ (colegio) の塀の周りに設置した¹⁷。そして、二ヵ月後の10月4日、フランシスコ会士は会の創設者であるアッシジの聖フランチェスコの死を記念して、聖フランシスコの教会で祝賀会をおこなうよう、司教に求めた。セルケイラ司教はそれに応じたが、多くの出席者があつたことと、彼が高齢であるために聖体を授けるこ

¹⁴ Cerqueira, Luis, Letter to Antonio Colaço, Procurator at the Court of Valladolid dated 15 October 1606, Ms. in Col. Cortes, Real Academia de la Historia, Madrid, 1606, ff.45r-46v.

¹⁵ *Ibid.*

¹⁶ ヴィレケ、1993年、18頁。

¹⁷ Diego Pacheco, 'Iglesias de Nagasaki durante el siglo cristiano 1568-1620', *Boletín de la Asociación Española de Orientalistas*, 13, 1977, pp.58-59.

とはできなかった¹⁸。フランシスコ会教会での司教の司式は、教会自体に地位を与え、長崎と日本におけるフランシスコ会の存在を認めるものとなった。共同司式を通じた相互承認は、日本のイエズス会と托鉢修道会との関係において重要な転換をもたらしたのである。

このように、ローマ教皇にも日本司教にも托鉢修道会の日本布教が認められたにもかかわらず、修道会間の争いに全面的な終止符が打たれることはなかった。たとえば、フランシスコ会は 1611 年に「聖フランシスコの紐の組」と呼ばれる兄弟会を創立しているが、その際、イエズス会士はフランシスコ会士のことを、聖フランシスコの紐は非常に多くの霊的な能力を持っているので、それは地獄の火から死者を救い出すことができると主張していると非難している。またイエズス会は、長崎のキリシタンに対してフランシスコ会士が聖体拝領よりも兄弟会を重んじていることをもって彼らを批難した¹⁹。

小教区制度は、小教区教会と司祭との関係を強くし、長崎のキリシタン・アイデンティティを強化した、というのは確かであろう。しかし、複数の修道会が存在することで、それぞれに属する兄弟会が設立され、そして修道会間の競合は、キリシタン民衆・兄弟会間の軋轢をも生み出すこととなってしまったのである。1613 年の終わりまでに、セルケイラ司教は三つの托鉢修道会に属する教会を長崎教区に統合した。長崎におけるキリスト教共同体は隆盛をきわめ、十一の小教区と六つの兄弟会、そして活動的な四つの宣教修道会と日本人教区司祭の団体であった。しかし、1614 年 2 月 16 日、司教が後継者を指名しないまま亡くなった際に、日本人教区司教と托鉢修道会が協力したことで、混迷と内乱が起こった。

この点について、ジョアン・パウロ・コスタは、当初から司教自身が共同司牧のために司教を叙階して日本に派遣することを嫌っていたのではないかとの見解を示している。なぜなら、ヨーロッパにおける司教の同僚たち、またポルトガルのアジア宣教に携わる人々の多くが、現地人司祭を叙階するという革新的な発想を共有していなかったからである²⁰。セルケイラ司教は、自らの健康状態が悪化するにつれて、副司教任命を願っていたが、結果的には彼が亡くなるまでその動きはなかった。その上、後任司教の叙階手続きが、教皇とスペイン国王双方にかかっていたことで、それはさらに遅延した。1617 年 11 月には、フェリペ 3 世が、日本教区の新司教としてイエズス会のディエゴ・ヴァレンテを提案するに留め、教皇パウロ 5 世が 1618 年 1 月に叙階を確証した²¹。ゴア大司教は新司教到着までの管理者を選出しなければならなかったが、彼の決定が日本に届くには時間がかかり、その間に日本人教

¹⁸ ヴィレケ、1993 年、18 頁。

¹⁹ ヴィレケ、1993 年、19 頁。

²⁰ Costa, João Paulo, 「Bishop D. Luis Cerqueira (1552-1614) and the faith of the Japanese Christians」 ザビエル渡来 450 周年記念行事委員会『「東洋の使徒」ザビエル 2 アジア世界におけるヨーロッパ・キリスト教文化の展開』上智大学出版、2000 年、116 頁。

²¹ Magnino, Leo, *Pontificia Nipponica*, Roma, Officium Libri Catholici, 1947, pp. 88-89.

区司祭団が管理者を選ばざるを得なかったために、イエズス会と托鉢修道会との溝はさらに深まることとなった。

1614年2月22日、七人の教区司祭団が、管理者として日本イエズス会管区長バレンティム・カルヴァルホ神父を選出しても、教師たちには受け入れ難かったようである。イエズス会士らも、管区長になってから司教に対しての態度の変化と、管区長としての彼の貧しい業績に対して非常に批判的であった。1614年3月にドミニコ会のドミンゴス・デ・バルデラマが、カルヴァルホに立ち向かったことから明らかなように、彼は托鉢修道会にも評判が悪かったのである²²。さらに托鉢修道会士はイエズス会ではない日本司教を望んでいた。1614年10月には托鉢修道会の反対が表面化し、フランシスコ会長上ディエゴ・デ・チンチョンはカルヴァルホの選任無効を教区司祭団に求めている。彼の要求は結局、何らの影響をもおぼさなかったが、カルヴァルホが彼に従わない日本人司祭ジェロニモ・伊予を罰したことで、五人の日本人教区司祭がカルヴァルホを管理者として支持することを取り下げてしまった。彼らはドミニコ会士フランシスコ・モラレスをその代わりに指名したが、モラレスはマニラにいたドミニコ会管区長にその地位を放棄させられ、その結果、フランシスコ会士ペドロ・バウティスタ・ポレスが任命された。このように日本の教会には、司教が不在（*sede vacante*）になってすぐ、競合する二人の指導者が登場したのである。托鉢修道会に与する教区司祭たちは、ゴア大司教、マニラ大司教、スペイン国王の支持を求めたものの、代わりに厳しい譴責を受けることになった²³。この点に関して、高瀬弘一郎は、日本の教会、教会の支援、植民地上層部を管理するための強靱さの欠如ゆえに、日本人教区司祭がイエズス会と托鉢修道会の争いで単に利用されたに過ぎなかったのではないかとの見解を示している²⁴。このことは、外国人宣教師間の諍いは日本人司祭や信徒まで広がったという本稿の主張を裏付けるものであるといえよう。セルケイラ司教の後任問題は、完全な解決に至る1618年まで続いたが、徳川幕府の1612年と1613年の禁教令によって、キリスト教の迫害を開始し、1614年11月イエズス会日本管区長カルヴァルホ自身を含むほとんどの宣教師は追放され日本を離れねばならなかった。

3. 禁教令以降の対立

禁教令の後、日本で隠れて宣教を続けた宣教師の間では、布教区域の分担問題で論争が続いた。托鉢修道会が教皇から日本での布教を認められて以降、ある町や村で複数の修道会が

²² Costa, João Paulo, *O Cristianismo no Japão e o Episcopado de D. Luis Cerqueira*, PhD Thesis, Universidade Nova de Lisboa, 1998, VII, 20.

²³ Costa, 1998, IV 10.

²⁴ 高瀬弘一郎『キリシタンの世紀——ザビエル渡日から「鎖国」まで』岩波書店、1993年、184頁。

布教できるかどうかについて改めて論争が起こった。すなわちイエズス会は、自分たちが昔から活動してきた地域では托鉢修道会士が布教活動をおこなわないように求めたのである。なお、フィリピンでは布教開始時より複数の修道会が活動をおこなっていたが、そこでは、スペイン国王に与えられた権利により、それぞれの修道会が異なる地方を分担するという取り決めがあった。しかしながら、日本ではそのような規則がなかった上、教皇の決定が日本まで届くまでに時間がかかったことなどもあり、イエズス会は、以前から布教を担当してきた地域を公式に自らの小教区として定め、托鉢修道会の活動を妨げたのであった。たとえば、1615年に司教の代理としてイエズス会日本管区長は、キリスト教が深く浸透している九州の大村氏や有馬氏の領地にイエズス会士を配置している。小教区制度を採用すると、その教区に任命された教区司祭のみ秘蹟の執行が許されるため、托鉢修道会は蚊帳の外に置かれ困窮することとなった。彼らは、迫害下で布教の困難な時期に入ったからこそ日本中で自由に活動できることを求めた²⁵。1616年、フランシスコ会とドミニコ会、アウグスチノ会は協力してイエズス会との争いの顛末をまとめて、スペイン国王とローマ教皇に上奏したが、教皇はこの問題を1622年に設立された海外布教における問題解決機関である布教聖省（*Congregatio de Propaganda Fide*）に一任した。この時期の争いは、布教聖省の文書館を詳しく検討したリノ・ペドット、ジョセフ・シュッテとベルンヴァルト・ヴィレケが論じている²⁶。

イエズス会と托鉢修道会の布教区域の分担に関する問題は、解決までに結局15年もの長期間を要し、1631年になって、ようやく托鉢修道会の主張が認められ解決した。もっとも、その間にキリスト教迫害が激化したことや、鎖国によってスペイン・ポルトガル人の入国が禁じられたため、布教や信仰の実践に対する取り決めは結果的に日本に影響を与えることはなかった。しかし、長崎では1619年まで、大村や有馬ほど迫害がそんなに強くなかったため、それぞれの修道会の大勢の宣教師が長崎の町人の家で隠れており、長崎のキリシタンの間も対立が見られるようになった。たとえば、1618年にドミニコ会が設立した「ロザリオ組」とイエズス会が設立した「被昇天の聖母の組」の間にも、教皇からの「免償」をめぐる軋轢が生じている。さらに免償を受けたロザリオ組会員は、免償のない兄弟会が無効であ

²⁵ フライ・ハシント・オルファネール O.P.、ドミニコ会フィリピン、マニラ聖ロザリオ管区長メルチョール・デ・マンサーノ宛、1620年3月、日本発信。ホセ・デルガード・ガルシア編『福者ハシント・オルファネール O.P. 書簡・報告』中央出版社、1981年、165-178頁。

²⁶ Pédot, Lino M. CSM, *La Sacra Congregazione de Propaganda Fide e le missioni del Giappone (1622-1838)*, 1946, Vicenza, Tipografia Pont. Vesc. S. Giuseppe – G. Rumor.

Schütte, J.F., 'Die Wirksamkeit der Päpste für Japan im ersten Jahrhundert der Japanischen Kirchengeschichte (1549-1650) Versuch einer Zusammenfassung', *Archivum Historiae Pontificiae*, 5, 1967, pp.175-261.

Willeke, B.H., *Maßnahmen für die verfolgte Missionskirche in Japan*, in *Sacrae Congregationis de Propaganda Fide memoria rerum 1622-1972*, J. Metzler, Editor. 1972, Herder: Freiburg. p. 582-596.

るといふ批判に対して、イエズス会は、被昇天の聖母の組の同じ免償を受けることができるよう、教皇に請願した²⁷。さらに、1617年には、マニラで流行した、イエズス会が日本での布教を諦めたという噂を払拭するために、長崎を含めて日本中のイエズス会の兄弟会の組親にイエズス会の活動の証明、応援や忠誠の宣誓と著名を頼んで、マニラへ送っている²⁸。1621年、イエズス会を応援したキリシタン共同体から教皇への書簡は、五通の中で一通は長崎で書かれた²⁹。それに対して、1622年、ドミニコ会は大村と長崎のロザリオ組の組親の忠誠の宣誓と署名を徴収して、ローマに送った³⁰。これは修道会の対立が、キリシタン衆の間に、相異と競争の意識を助長させたことを反映しているといえる。

一方、禁教令発布後のイエズス会と托鉢修道会の対立問題としては、1597年に長崎で殉教した26人が列福されるまでの過程も挙げられる³¹。前例として、殉教と殉教直後の奇跡についてフランシスコ会の報告や版本に対して、イエズス会はそれを疑問視する報告書を記したのであった³²。なお、1621年にローマで開始した「26聖人」の列福手続きのために、ドミニコ会管区長ディエゴ・コリヤードは目撃者の証言を集めるように任じられ、それについて長崎で調査をおこなっている。しかし、長崎のポルトガル人イエズス会士たちは協力するつもりもなく、断ったため、コリヤードは彼らを破門するに至った。また、その報復として、日本イエズス会管区長がコリヤードを破門している³³。そのような報復合戦があつたにもかかわらず、「26聖人」は1627年に列福されることになったが、その際、フランシス

²⁷ 五野井隆史「一六一八年、ジェロニモ・ロドリゲス作成の「組ないしコンフラリアに関する覚書」について：解説と翻訳」『サピエンチア：英知大学論叢』第40号、2006年、1-19頁。

川村信三「地中海から日本へ」河原温・池上俊一編『ヨーロッパ中近世の兄弟会』東京大学出版会、2014年、370-371頁。

²⁸ Ms. E-2:103-8-7, Archivo Provincial de Toledo, Alcalá de Henares.

²⁹ Ms. Doc Orient, 152, no.4, Col. Barberini, Biblioteca Apostolica Vaticana, Roma. 東京大学史料編纂所編『大日本資料』第12編の第35巻、東京大学出版会、1953年。姉崎正治『キリシタン伝道の興廃』東京、同文館、1930年。

³⁰ 「元和八年正月十三日付、長崎ロザリオ組中104名連判書付」Ms. 4253^a, Biblioteca Casanatense, Roma.

大日本資料。東京大学史料編纂所編『大日本資料』第12編の第56巻、東京大学出版会、2002年。

³¹ 岡本良知「日本耶蘇会とフィリッピン諸修道会との論争——二十六聖人殉教を遠因として」『キリシタン研究』第3輯、吉川弘文館、1948年。

³² Frois, Luis, *Relazione della gloriosa morte di XXVI. posti in croce : per commandamento del Re di Giappone, alli 5. di Febraio 1597 de quali sei furno religiosi di S. Francesco, tre della Compagnia di Giesù, & dicesette Christiani Giapponesi*, Roma, Luigi Zannetti, 1599.

de Ribadeneira, Marcelo., *Breue relacion de la vida, y muerte de los protomartires del Iapon, religiosos professos de la Orden de N.P. San Francisco, y de sus 17 compañeros legos, Terceros de la mesma Orden, que con ellos padecieron el mesmo martirio*. 1628, Sevilla: Pedro Gómez de Pastrana.

結城了悟訳・解説『日本二十六聖人殉教記：1597 聖ペトロ・バプチスタ書簡：1596-97』純心女子短期大学、1995年。

³³ 井手勝美訳・デルガド・ガルシア註『コリヤド 日本キリシタン教会史補遺：1621-1622年』雄松堂書店、1980年。

コ会関係者の 23 人とイエズス会関係者の 3 人は、それぞれが手続きをおこない、別々で列福が認められたのである³⁴。

禁教令発布後には、イエズス会と托鉢修道会の対立だけではなく、それぞれの修道会内部の危機も見られた。まず、日本イエズス会本部は、禁教後、マカオのコレジオ・デ・サン・パウロに移動しているが、彼らは南東アジアで布教の範囲を広げつつ、再来日することを画策していたのであった。しかし、それまで日本管区の中に含まれていた中国準管区のイエズス会の布教地が 1618 年に独立し、副管区となった。イエズス会は中国のさまざまな地方に広がり、1640 年にアルバロ・セメドが日本・中国イエズス会管区代表として、ローマに赴き、マカオのコレジオを中国管区のものにしようとした³⁵。そして、幕府や伊達政宗によるヨーロッパへの使節団の派遣を計画したことで知られるフランシスコ会士ルイス・ソテロは日本教区を分け、北日本に新しい教区を設立し、それを托鉢修道会士の司教に与えるという計画を企てた。ローマ教皇に認められ、彼自身が北日本教区の第一司教に任されたが、修道会内の上層部の反発を受け、それを実現することはできなかった³⁶。最後に、上述したドミニコ会のコリヤードは、布教聖省の支援を得て、日本での布教を復活するため、布教聖省に直接属する修道会から独立的な布教団体を設立することを計画した。そのメンバーが訓練を受けるためにマニラに布教聖省属の神学校も開いたものの、コリヤードもマニラのドミニコ会上層部の支援を得られず、翌年早速中止されることになった³⁷。

結論

日本布教についてのイエズス会と托鉢修道会の対立は、ヨーロッパと海外の宗教的、世俗的な権力とに関わり、長きにわたるものであったが、なかでも最も激しい争いの一つが 17 世紀初頭に長崎での出来事であったといえる。イエズス会と、遅れて到来した托鉢修道会との間での意見の相違によって競合が生じた。日本布教の独占権を得たイエズス会は、托鉢修道会の来日を反対したが、托鉢修道会は日本・中国の布教を求め、教皇の承認を得るまでに諦めなかった。ただし、イエズス会の本部と司教座になった長崎に拠点設立することが、極めて難しかったことは明らかである。フランシスコ会は、1604 年に初めて、長崎で家を手に入れた後、1609 年までに司教から破門された。当年にフランシスコ会、翌年にドミニコ会、そして 1611 年にアウグスチノ会は教会を設立し、長崎の小教区教会として認められた。

³⁴ Magnino, 1947, pp.145-147.

³⁵ 木崎、2016 年、25-29 頁。

³⁶ Martínez Shaw, Carlos, 「La misión Keicho en España」『スペイン史研究』第 26 号、2014 年。

³⁷ Pedot, 1947.

しかし、1613年に徳川幕府はキリスト教禁教令を日本全国に布達し、日本での布教を発展させることは叶わなかったのである。

1614年のルイス・ケレカイラ司教の死は分裂への契機となった。すなわち後任問題をめぐって、長崎の日本人教区司祭と托鉢修道会士とが協力し合って、暫定的に司教代理となったイエズス会管区長に反対し、托鉢修道会士の中から代理を選出することを提案したのである。しかしながら、彼らは、代理の選出に関してゴアの大司教からの承認を得られず、その上、正式に司教として選任されたのはイエズス会士であった。結局、日本教区におけるイエズス会の覇権が覆されることはなかったのである。それは最終的に、イエズス会と托鉢修道会間の競争を表面化させただけにとどまらず、両者の内的結束の喪失や日本人教区司祭の不満をも露わにすることとなった。つまり、以上より、在日イエズス会士が日本管区長を批判したこと、また日本における托鉢修道会士がヨーロッパやマニラの上層部の支援を受けられなかったことが明らかになったのである。

1614年11月に多数の宣教師が追放されたことや、1619年に托鉢修道会と教区司祭の主な支持者であった村山家が排除されたことで、両者の緊張はやや解けたかのように感じられた。しかし、それにもかかわらず、今度は同じ町や村で複数の修道会が潜伏布教できるかどうかについての論争が起こった。イエズス会は他の修道会からの排他的利用を実施するために教区制度を採用した。このように、イエズス会と托鉢修道会の対立はその後にも解消されることはなく、迫害下においても続いたのであった。

以上、本稿ではイエズス会と托鉢修道会の対立が長崎でどのように現れたのかということを検討してきた。17世紀初頭の長崎に日本司教がおり、それぞれの修道会本部があったことで両者の対立が深まり、1614年の「長崎のシスマ」をはじめとして、激化したことが明らかとなった。また、それに加えて、長崎町のキリシタン共同体の姿は一様ではないこと、そして布教地の問題が、ヨーロッパや、アメリカ・アジアとかかわって、グローバルな問題であることも本考察より明らかになった。

今後の課題としては、禁教令が発せられる以前に、複数の修道会士が活動した他の町（京都、伏見、大坂、江戸など）での対立を調べることや、禁教後の日本全体の様子を詳しく見ていくことなどが挙げられる。そして、26 聖人以外の殉教者の列福・列聖過程において、イエズス会と托鉢修道会との間にはどのような対立関係があり、分裂が継続していたのかについても分析する必要があると考えている。